

長期失業者等支援事業(就職活動困難者)の概要

- 住宅を喪失し就職活動が困難となっている者について、民間職業紹介事業者に委託して、再就職支援(カウンセリング・セミナーの実施等)と生活支援(住居の提供、生活・就職活動費の支給)を併せて実施する。
- 対象者が比較的多いと考えられる大都市圏等(14都道府県)において実施。

ハローワーク

長期失業者等支援コーディネーター

就職活動困難者(住居や就職活動費がない等により就職活動が困難な者のうち、就職意識が高いと認められる者)の把握・選定

中央職業能力開発協会

緊急人材育成・就職支援基金

対象者の
送り出し

委託契約

民間職業紹介事業者

就職活動困難者に対する
再就職支援、生活支援(3ヶ月)

再就職支援

・カウンセリング、再就職準備のための講習等の受講

生活支援

・住居の提供、生活・就職活動費の支給

〈委託費の支給〉

(基本支給額)

就職の成否にかかわらず支払う額 →20万円

(実費相当額)

生活・就職活動費 →上限30万円

住居費用支援 →上限20万円

職業紹介

就職

〈委託費の追加支給〉
就職させた場合 →20万円

定着のための
フォローアップ

職場定着

〈委託費の追加支給〉
就職後一定期間(6ヶ月)定着した場合
→さらに20万円

(就職ができなかった場合)

生活に関する相談

※実際の委託費の金額は入札により決定